

令和2年度 第4回 新潟市介護保険事業等運営委員会 議事概要

日 時： 令和3年2月4日（木） 午後1時30分から午後5時15分

場 所： 新潟市役所分館 6階 1-601会議室

出席者： 新潟市介護保険事業等運営委員会

石畝委員、柄澤委員、小山委員、岡崎委員、佐野委員、鈴木委員、
馬場委員、石井委員、松井委員、吉田委員、阿部（枝）委員、
石川委員、中島委員、徳善委員

事務局

（高齢者支援課）本間課長、笠井課長補佐

（地域包括ケア推進課）関課長

（介護保険課）辻村課長

1 開会

（事務局）欠席者は阿部（行）委員、山口委員、佐藤委員、竹石委員、
根立委員、谷田川委員

2 議事

（1）パブリックコメントの結果について

（事務局：高齢者支援課から案件概要説明）

【質疑】

（石畝委員長）ただ今の説明について、委員の皆様、質問、意見等あれば。

これは、私が事前に伺っていたことであるが、参考までに、前回のパブリックコメントの件数との比較というか、それだけ教えていただけるか。

（事務局） 先回、第7期策定時のパブリックコメントについて、意見を提出いただいた方は計4名で、いただいた意見は14件だった。

（石畝委員長）前回は4名、今回もたまたま同じで、件数は今回少し減っているということで、パブリックコメントは必要な手続きではあるが、場合によっては、なかなか声を出しにくいと。あるよと機会を提供しても、実際に声を上げてくれる人は少ないので、どのような形でやるかということも、場合によっては9期計画に向けてお考えいただければと思う。内容については、私、特に異存はないので。

(2) 計画本案について

(事務局：高齢者支援課から案件概要説明)

【質疑】

(石畝委員長) では、説明について、委員の皆様、何か質問、意見等あれば。

(佐野委員) 「各施策項目別の主な指標一覧」78 ページの「認知症施策の推進」ということで、この数字が出ている。これは、認知症サポーターがだいぶ増えてきたと思うのだが、認知症サポーターステップアップ講座、これはぜひ参加者を増やしていただいて。サポーターになったのだけれども、なかなかどうやって活動したらいいかわからない人もいるが、いろいろな職種の方とか若い方にもなっていただいて、認知症の方は時々徘徊して行方不明になったりするのだが、そういう時にもサポーターになっていけば、何となく「この人は大丈夫かな」と気付ける。新潟県でも確か年間 400 人くらいの方が徘徊して行方不明になって、そのうち大体 20 名の方が亡くなられているという実態もあるので、そういった行方不明になったり亡くなったりする人の早期発見のためにも、認知症サポーター養成講座と認知症サポーターステップアップ講座をぜひやっていただければと。

それから、認知症初期集中支援チームも、活発に活動することで認知症の方の早期発見や問題行動、最近時々あるのは危ない運転をしているお年寄り、そういった人の早期発見にもつながればと思う。

(石畝委員長) 事務局から何かコメントがあれば。

(事務局) 認知症施策の推進の部分で、今、佐野委員のお話の通り、認知症サポーターの養成講座については、だいぶ回数も多くやっており、受講された方も相当数に上るということになっている。ただその後、そのサポーターの方が実際に活動することにつながるというところが、今、現状においても課題になっている。そうした課題解決のために、一つの講座として、認知症サポーターステップアップ講座をやっているが、それだけではまた足りないということで、計画本案では 48 ページ、一番最後に書いてある「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」、来年度からこれに少し手をつけていきたいと考えている。認知症の方も地域で安心して暮らせるように、国の大綱ではチームオレンジということで施策の表示があるけれども、新潟市においてもそのチームオレンジを構成し

て、認知症の方の支援を進めていこうと考えているところである。

(柄澤委員) 認知症つながりで、先ほど 45 ページの認知症の取組方針のところ
「認知症本人からの思いを発信するなど」と追記したという説明を伺ったが、確か前回の会議で、12 ページのこのポンチ絵は新潟市のオリジナルだと伺っており、これに本人がいないのがどうも気になるという話があって、どこかのものを使っているのであれば仕方ないけれども、新潟市オリジナルなら、もしかしたら工夫できないかという話題があったことを思い出した。今、これは変わらなかったのだなと思いながら、何か経緯があったら教えていただきたい。

(事務局) 実は、前回の会議を受け、12 ページの重点取組事項の絵については、私どもとしても何とか本人発信というイメージを入れたいということで所属の中でいろいろ考えたのだが、なかなかこの絵の中で表現することが難しいということで、今回は絵そのものに手をつけるということは正直できなかったというところである。入れたいという思いはあったが、今一つ馴染まないというところがあって、後ろ向きにとられると私どもとしても辛いところはあるのだが、文言の表現ということで 45 ページに追加させていただいたという経緯である。

(石畝委員長) 同じく 45 ページの①、正しい知識と理解の普及の、付け加えたというか、修正した 2 段落目について。「より市民の理解が深まるよう」、これが日本語としてよく分かっていないのだが、皆さんに意味が通じるのであれば特に気にならないのだが、いかがか。「さまざまな事業への認知症本人の参画により普及啓発の取組みを検討していきます」。

(柄澤委員) 前半と後半は変わっていない。

(石畝委員長) はっきり言えないのだが、違和感がある。「参画により」はどこにかか
かるのか、など。国語の授業で大変申し訳ないのだが。

(柄澤委員) 多分、「普及啓発の」を変えればいいのだと思う。

(事務局) 確かに「により」というのは、私も今改めて読んで、確かに違和感があるな
と思った。「さまざまな事業への認知症本人の参画を通じた」など、そういう感じであれば意味が通るだろうか。

(柄澤委員) 多分、「普及啓発」が良くないのだと思うが。「普及啓発」に込めた、
もう少し平たい、こういうことをイメージして普及啓発と言っているという
ようなことを少し説明していただいても良いか。そうしたら、きっ

と、つながるいい言葉が見つかりそうである。

(事務局) ここでは、具体のイメージで申し上げれば、今、実際にはまだできていないというところにはなるわけだが、本当であれば、本人の声というか、インタビューしたようなものを、例えばサポーター養成講座のところで紹介するとか、あるいはケアパスにも載せるとか、そういった部分でのことということでイメージはしている。

(石畝委員長) これは、参画を通じたとか、参画を目指した取り組みであり、それが普及啓発の取り組みになるということか。

(事務局) 文意としては、私のイメージとしては、普及啓発活動そのものに、その本人の参画をというイメージだった。その参画という部分の一つの手法と言っていいのかどうか分からないが、先ほど具体で申し上げたような本人の発信の部分というものを取り入れるというような形で考えていたので、これはもう少し整理する。今ここでこうするという明確なところが私も浮かばないので、分かりにくいというか、文意が今一つ伝わらないというのはよく分かったので、そこについては微修正をさせていただく。

(柄澤委員) ご努力には感謝する。ただ、より市民の理解が深まるとか、何か分からせよう的な、若者言葉で言う上から目線的な、と言ったらいいか、何となくもう少し両方とも対等で、お互いに一緒のまちをつくっている住民同士であるみたいなニュアンスが、それを目指しているのだよ、みたいな感じが出ているのでは。分からせよう、あなたたちは分かっているから分からせようみたいなニュアンスを少し引っ込めていただくと、多分いいのかなという感想なので、どうかよろしくお願ひしたい。

(事務局) どう修正するか、今は申し上げられないので、この後の修正部分を見ていただくことしかできないのかなと思うが、私の感覚とすると、やはり一般の方がまだ認知症というものの知識というか、その正しい理解がないがゆえに怖がられているとか、あるいは避けられているとか、そういった部分という側面もあると思うので、上から目線ではないが、やはり知っていただくということは、それはそれで大事だと思っている。どういう形でフラットに表現できるかというのは教えていただきたいくらいだが、それは私どもで考えさせていただくということで、この場はご容赦いただきたいと思う。

(柄澤委員) お願いしたい。

(石畝委員長) 文言の修正、修文については、事務局に一任するという形でよろしいか。

(柄澤委員) はい。

(石畝委員長) もう一つ、同じく 45 ページの②の2段落目も、先ほどよりは理解できるが、「支える側としての」というのは、これもあまりよく分かっていない部分があり、進めていく主体は市なのか。推進しようとしているのは。

(事務局) 認知症カフェとか、その地域の茶の間という具体の部分については、これは広がってほしいというのが我々の願いとなっている。ただし、市は事業主体としてということではなく、事業主体は、あくまでも地域の方々ということなので、我々は、その活動をお助けするために補助制度をつくっているというのが、事務的なお答えになる。

(石畝委員長) 実質はそれでいいのだが、「進めていきます」の主語は何だという話。日本語の問題として。

(事務局) 硬く申し上げれば、推進を支援するとか、そういう言い方になる。

(石畝委員長) 進めていくという以上は、市がそれを進めていくと。ただその対象は、支える側の人たちがこういうカフェとか茶の間を開いてというか、そしてバックアップしていく。それを進めていくみたいなことか。

(事務局) 基本的に地域の茶の間自体は、皆さん、ご存知の方も多いと思うが、そこに参加される方というのは、支えられる側であるという形では我々は捉えていない。その参加される方、運営されているところに参加される方も、支える側になっていただくところを狙っているということ。実家の茶の間・紫竹の考え方は、その考え方である。

(石畝委員長) 少し待つてほしい。皆さんが分かっていたらいいのだが。

(柄澤委員) 私も分からない。

(石畝委員長) すみません。本当に私、理解力が。地域の茶の間、認知症カフェというのは、運営主体と実際に参加される認知症の方々と、その2つともが支える側だということか。

(事務局) そういう理解である。もっと大きなことを言うと、地域包括ケアシステムの中での生活支援という部分について、かつては、高齢者というのは周りに支えられるだけの存在であったわけだが、今、専門職が非常に少

なくなってきていて、より軽度の方は、多様な方、多様な主体から支えていただくということ。その中には元気な高齢者ももちろん入ることになるので、言い方を変えると、最近自助・公助と言っているが、自助・公助・共助のほかに互助というものがあるのだが、その互助の考え方になる。

(柄澤委員) 最終的な言葉はまたお考えいただきたいと思うが、すべての高齢者ということ、もしかしたら認知症以外の方とここでは読み取るというか、書いているつもりということか。まず、その確認を。それとも、ここには両者が入っているということか。両者か。どちらなのかを明確に知らせてほしい。

(事務局) 両者である。

(柄澤委員) 両者なのだとしたら、「支える側としての」はいらないとなる。それと、もしこれがそれ以外の人だとしても、やはり支える側と支えられる側を明確に区別しようという指向がこの中にあって、先ほど上から目線ではないと言ったが、そこがやはり「してあげる人」と「してもらう人」みたいな関係が何となく匂ってしまう。私も認知症の方と話していて、支えているつもりだが、すごく癒されることもあり、本当にケアの場面にいると「支えられる」と「支える」が混沌としてくるという経験などもあって、その感覚から言うと、支える側と支えられる側という区別にもやややという感じがあるのが正直なところなので、そういうニュアンスも含めて、日本語の問題もさることながら、その辺の、いいのかな、こういう感じで、という意見だと受け止めて、文言はお任せしたいと私は思った。

(石畝委員長) 今の柄澤委員の発言でクリアにさせていただいたが、趣旨はよく分かる。ただ、まさに「支える」と書かれると、「支えられる」というのをイメージしてしまい、では誰が誰を支えるのか、支えられる側は誰かという、これは必然ではないにせよ、認知症の方々は支えられるのだとの誤解を抱きかねない表現なのかなと。少なくとも私は、一読した限り支える側というのは運営主体か市か、そして支えられるというのは認知症の方々なのかと、つい思ってしまったわけで。この計画本案、この計画を読む主体も含めて、もしよろしければ、その市のお気持ちをなるべくというか、表現に誤解のないような形で反映していただくというのが、委

員長としての望みである。

(佐野委員) 認知症カフェは、参加する人は高齢者とも限らないのかなという気もするのだが。若年性認知症の人もいたりするし、新潟だと若年性の人向けのデイサービスなどがほとんどないので、そうすると割と認知症カフェで何とか頑張っている人もいる。高齢者に限らず、対象の人で認知症カフェなど、地域の茶の間とかで、高齢者と無理に限定しなくてもいいのかなという気もしたが。ここはまた練っていただいてと思うけれども。

(事務局) 趣旨は大体分かったので、これについても先ほどと同様、さらに修正する方向でお預けいただければと思う。

(石畝委員長) 結論というか、結果はともかくとして、今一度ご検討いただければ助かる。

何か、ほかに委員の方々、では、中島委員。

(中島委員) 72 ページ、73 ページにある保険料の関係で、前回の案よりも72 ページの費用の見込みが増えているにも関わらず、第1号被保険者の基準月額保険料が見込みよりも減っているということで、恐らく第1号被保険者のニーズが増加するというところで、パイが増えて減ったのかなと思ったのだが。金額が変更になったのは、そのような考え方でよいか。

(事務局) 金額が減った大きな理由は、前回お示ししたこちらの中には、保険者機能強化推進交付金等の各種交付金が国から出ているのだが、そういったものを、保険料を算定するに当たってのサービス見込みのところから、前回はそのままの状態計算していたが、そこから国から出る交付金の見込み分をサービスの総量から引いた上で、もう一度割り返しているというところが、前回から比べて大きな変化になる。それを引いた、そこだけではないが、主にそういったものをさらに控除していった結果、保険料の基準額が結果として下がったというところになる。

(中島委員) 負担割合とは別に国から出ているものがあるということなのだが、その辺の記載というのは、資料編か何かに書かれているということで良いか。

(事務局) その記載があるのは、74 ページの表「保険料負担額の内訳と第7期保険料との比較」の左側のそれぞれの項目の中の下から4行目に「保険者機能強化推進交付金等」という形で記載している。これが、第7期はその分を引いて考えてもいいという部分ではなかったが、今回の第8期計

画については、その見込み分も総量から控除しても差し支えないという国からの見解が出たので、それによってこちらを引かせていただいているということ。記載は、こちらだけになる。

(中島委員) 了解した。

ちなみに、これは第1号被保険者のみの保険料を記載しているが、私の立場からすると第2号の被保険者になるので、なぜこの記載がないのだろうかという単純な疑問もあるが、回答をお願いしたい。

(事務局) 第2号の被保険者の皆さんの保険料に関しては、新潟市で具体的に定めるというものではないということで、そもそも私どもでは具体的な金額等の記載ができないという現状もあり、ただ、その負担割合としては、第2号被保険者の方からは全体のサービス料の27パーセント、給付の量のうち27パーセントを負担していただくということで、それについては、73ページの上の表の一番右側にパーセンテージだけ記載させていただいているということになる。

(中島委員) では、国か何かで負担割合は定めているということなのか。

(事務局) こちらの負担割合、先ほど申し上げた73ページの表に書かれている、国からずっと続くこちらの負担割合については、すべて定めのあるものになる。

(中島委員) では、第1号被保険者についても国の月額ということで、これは市で定めるものなのか。

(事務局) このパーセンテージについては、それぞれの自治体というか、保険者ごとのサービス、かかる給付の費用に対して、ここに書かれているパーセンテージでそれぞれが負担していくというものになるので、その結果、サービスの給付費に関しては、それぞれの保険者ごとで見込み等が違ってくるので、そういったものを基にして各保険者で保険料を算出していくという形になる。従って、それぞれの保険料は、サービスの見込み量等が各保険者ごとに違ってくるということで、数字が異なってくるということである。

(柄澤委員) 高齢化率も違うし、それは、ここで全部分かるのはなかなか難しいかもしれない。

(中島委員) 分からないので、後で教えてもらえれば。

(小山委員) 72ページ、今の保険事業に要する費用の見込みのところの一つお願い

がある。地域支援事業費の中の介護予防・日常生活支援総合事業費についてだが、令和2年度と第8期の令和3年度を比べると、ここが減額になって出ているが、全体としては全部増加している中でここが減額ということの理由を教えてください。2025年度には後期高齢者が増加するという状況の中で、介護予防というのは非常に重要な部分かと思うので、ぜひこの辺の考え方について教えてもらいたい。

(事務局) これは、第7期の計画期間、平成30年度から令和2年度というところがあるが、この期間の総合事業費を見積もった際には、その前、つまり平成29年、平成28年、平成27年という3年間で見ると、平成29年度から総合事業が始まっているので、要は推計値が非常に荒かった。従って、実はその第7期計画期間でこれを見てきたわけだが、実績が随分乖離していたというところがあり、今回はその実績ベースで見込みができるということになった。その関係で数字が、一番最初の出発点の令和3年度については令和2年度よりも落ちるような形になっているが、ただ、これによってサービスが後退するとか、そういう部分での見込みを立てているということではないので、単純な推計の問題だということでご理解いただきたいと思う。

(3) 新潟市地域包括支援センター業務受託法人候補者の選定について (非公開)

(4) その他

(事務局：計画冊子送付について説明)

4 閉会

【配付資料一覧】

- ・ 資料1 パブリックコメントの結果について
- ・ 資料2 計画本案の作成について
- ・ 資料 計画本案